

ボーイスカウト福島連盟各種委員会組織機構図

◎県連理事長

県連理事長は、県連の業務を執行する県連運営委員会を主宰する。

総務委員会

●組織拡張部会

【組織拡張に関連する事項】

- ・団の登録審査に関する事項
- ・加盟登録に関する事項
- ・育成団体に関する事項
- ・県内の各種組織の構成とその運営に関する事項
- ・県内における本運動の普及、団及び隊の拡張とその充実、並びに団及び隊の分割設立に関する事項
- ・その他、県内のスカウト組織、及びその拡張に関連する事項

●広報部会

【広報に関する事項】

- ・県内のボーイスカウト運動の一般的広報と宣伝に関する事項
- ・広報誌（つつじ）の発行
- ・その他、県内のスカウト運動の広報に関する事項

プログラム委員会

●進歩部会

【進歩に関する事項】

- ・県内のスカウトの進歩を促進する方策に関する事項
- ・考査及び面接の基準の維持とその推進に関する事項
- ・面接委員会の設置とその運営に関する事項
- ・記章の申請及び記章の授与式開催に関する事項
- ・技能章考査員の選定委嘱と、考査網の拡大及び考査実施の援助、促進に関する事項
- ・技能章指導員の委嘱促進に関する事項
- ・その他の進歩に関する事項

●野営行事部会

【野営及びその他の行事に関する事項】

- ・各種野営大会に関する事項
- ・県が主催する行事（イベント）の実施計画に関する事項
- ・県内の対外奉仕作業に関する事項
- ・県内におけるすべてのスカウト野営の指導、監査に関する事項
- ・県管理下の野営場及び訓練施設の管理、運営に関する事項
- ・その他の野営及び行事に関連する事項

●健康安全部会

【健康及び安全に関する事項】

- ・加盟員の保険に関する事項
- ・スカウト作業、行事における衛生、安全に関する事項
- ・非常時、災害時における奉仕作業に関する事項

●宗教部会

【宗教及び信仰心の奨励に関する事項】

- ・県内のスカウトの宗教・信仰心の進歩を促進する方策に関する事項
- ・宗教行事に関する事項
- ・その他の宗教・信仰心の進歩に関する事項

指導者養成委員会

【指導者養成に関する事項】

- ・ 県の年間指導者養成計画に関する事項
- ・ 県主催の指導者養成機関の開設並びにこれらの講師の選定に関する事項
- ・ 定型訓練外の指導者指導能力向上施策に関する事項
- ・ その他の指導者の訓練に関連する事項

県連トレーニングチーム

- ・ 県連トレーニングチームディレクターは、県連盟コミッショナーの主宰により県内指導者の訓練に関する事項を、県連トレーニングチームと連絡を密にし県内のスカウト活動の向上に尽力する。

1. チーム員は原則としてWB実修所を修了した、県連加盟員で構成する。
2. 訓練等主任講師がその都度必要と認めた指導者。
3. 指導者養成事業の展開並びに学習支援に関する事項
4. トレーニングチームに関する事項

県連盟コミッショナー

- ・ 県連盟コミッショナーの責務は日本連盟及び県連盟の方針と、その規約に従い、県内のスカウト運動の基準を維持し、その純正な発展を図ることであり、特に次の任務を有する。

1. 団の構成を助長し、その効果的活動を確実ならしめること
2. 県内のすべての指導者の調和的協働を図ること
3. 県内に指導者訓練を奨励し、すべてのスカウト訓練を見守ること
4. 登録に関する団審査及び監査に協力すること
5. 県内のコミッショナーの調和的協働を保つこと
6. 県内の目的を同じくする他の団体と協力し、良き関係を維持すること
7. 県トレーニングチームの統括と指導・助言

- ・ 県連盟副コミッショナーは、県連盟コミッショナーと理事長の推薦により、県連盟理事会の議を経て、連盟長が委嘱する

1. 県連盟副コミッショナーは、県連盟コミッショナーの任務を全般的に補佐し、また特に与えられた任務を遂行する

事務局

- ・ 財政に関する事項
- ・ 県連盟の年間財政計画と長期財政計画とその推進に関する事項
- ・ 県連盟の予算、決算に関する事項
- ・ その他の財政に関連する事項
- ・ 渉外に関する事項
- ・ 県内における他団体との連絡、協調に関する事項
- ・ 県内の活動全体の記録に関する事項
- ・ 文書の窓口となり適宜配布し、適切な指示を行う

※注：県連盟コミッショナー、トレーニングチームと事務局は各種委員会には含まれませんが役務の関連性を明確にするため書き入れました。